

令和2年度第1回理事会

議事録

令和2年6月12日（金）



公益財団法人武藏野市福祉公社

令和2年度 第1回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和2年6月12日(金) 午後3時00分から午後5時00分まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

3. 理事の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 萱場 和裕	常務理事	小島 一隆
	理事 安藤 真洋	理事	黒竹 光弘
	理事 千種 豊	理事	大野 壽三枝
	監事 安田 大	監事	大久保 実

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 令和元年度事業報告について

日程第2 議案第2号 令和元年度決算報告について

日程第3 議案第3号 評議員会に提出する理事候補者の推薦について

日程第4 議案第4号 令和2年度第1回評議員会の開催について

日程第5 報告事項1 新型コロナウイルス感染症対応報告

日程第6 報告事項2 第三期中長期事業計画進捗報告

日程第7 報告事項3 理事の競業取引について

日程第8 報告事項4 理事の利益相反取引について

日程第9 報告事項5 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕
監事 安田 大
監事 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第1号 令和元年度事業報告について

日程第2 議案第2号 令和元年度決算報告について

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、令和元年度事業報告及び決算報告について、定款第9号に基づき監事の監査を受けたので承認を求めるものであると、提案理由が述べられた。

現在、世界で感染が拡大している新型コロナウイルスは、令和2年2月頃から国内での感染が拡大し、福祉公社では2月27日からイベントや高齢者総合センターの施設利用を休止し、5月29日現在、開催は未定となっている。デイサービス事業や訪問介護事業は休止していないが、利用の自粛等があり利用者が減少しており、収入面での影響が生じている。また、4月13日以降は分散勤務を実施するなど、事業継続のため、福祉公社内での感染拡大防止を図ってきた。

2019（令和元）年度事業計画において、重点事項として掲げた3項目について、次のとおり報告がなされた。地域包括ケア人材育成センターによる人材発掘・育成事業の実施では、潜在的有資格者の復職を呼びかけるチラシの全戸配布、市内若手介護職員の集いの場「プロジェクト若ば」の立ち上げ、市内事業所の管理者対象研修を実施するなど、事業所支援も行った。

独り暮らし高齢者支援のためのエンディング支援事業の受託については、従前の老いじたく講座に加え、市の担当課と共に講座も開催し、基礎知識や成年後見制度、エンディングノートなどの周知・啓発を図った。

情報システム更新による生産性の向上については、特定された外部からサーバーにアクセスできるシステムや、より扱いやすいソフトの導入、スマートフォン、タブレット、ノートパソ

コンなど、モバイル機器の活用などの検討を行い、更新作業を行った。企図した効果に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のための分散勤務や在宅勤務が可能となった。

財政状況については、デイサービスセンター事業及び北町高齢者センターデイサービス事業において、利用率は昨年と同程度で、介護報酬の改定などにより減収となっており、成年後見事業や訪問介護サービス事業などの自主事業で増収となっており、おおむね、収支相償となつた。

次に、服部在宅サービス課長から、権利擁護センターの事業について次のとおり報告がなされた。

つながりサポート事業では、利用者の老いじたくを支援し、家族機能を補完するサービスで、年度末御利用者は 84 世帯 92 人。入院入所、緊急対応などの個別サービスは延べ 74 回 134 時間、提供した。現在、50 人から入院入所預託金を預かり、没後支援サービス契約者は 22 人となっている。

権利擁護事業では、権利擁護レスキューの利用者 29 人、年度末利用者数は 17 人で、生活保護受給者金銭管理支援業務は、年度末利用者が 28 人だった。

地域福祉権利擁護事業では、東京都社会福祉協議会からの受託事業で、年度末利用者は 41 人であった。

成年後見事業は、市民や在宅介護支援センターなど、関係機関からの相談に応じ、申立てを支援した。七市合同の市民後見人フォローアップ研修を開催した。権利擁護センター関係機関等連絡協議会を年 3 回開催し、各専門職、関係機関との情報交換、情報共有や事例検討を行つた。法人成年後見人として、新規の受任は 15 件、うち、市長申立ては 1 件、年度末受任数は 129 件だった。

生活困窮者自立相談支援事業では、多くの複合的課題・不安を持つ市民とともに、その生活を再構築する方法を考え、相談者自らが解決していくよう対応した。支援対象者数は 693 人、家計改善支援事業 77 人。

住居確保給付金事業は、生活困窮者自立相談支援事業の一環として、住居確保給付金の支給受付相談窓口業務を実施した。年間申請者数は 31 人、給付件数は 111 件、就職者は 15 人だった。

堀田在宅サービス課担当課長から、ケアプランセンター、ホームヘルプセンター武藏野及び地域包括ケア人材育成センターの事業について、次のとおり報告がなされた。

居宅介護支援事業は、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施した。特定事業所加算算定

事業所として、24 時間連絡体制を確保した。質の高いケアプランを提供できるよう、計画的な研修参加などで職員のスキルアップに努めた。担当ケースは、昨年より 55 件減少し、1,629 件だった。

訪問介護サービス事業では、平成 30 年より始めたツイッターなどを活用し、広報に力を入れた。介護保険の生活援助のサービスは減少傾向にあり、派遣時間及び派遣回数、共に減少したが、身体介護の派遣回数、派遣時間及び自費契約などによるサービスの派遣回数、派遣時間、共に増加している。身体介護技術研修を実施するなど、スキルアップに努めた。スマートフォンを全ヘルパーに貸与し、IC タグを利用した記録システムを導入し、業務効率の向上を図った。

居宅介護サービス事業では、障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。ほかの事業所が受入困難の利用者を積極的に受け入れ、サービス実績は増加している。

生活支援事業は、市の独自事業である認知症高齢者見守り支援ヘルパーを派遣した。専門研修を受けたヘルパーが支援するため、事業に従事するヘルパー単価を委託単価より上乗せしていることもあり、240 万 7 千円の赤字となった。

地域包括ケア人材育成センター事業は、介護職員初任者研修では 10 名受講修了した。8 名が受講料 8 割のキャッシュバック制度の対象となった。総合事業の担い手である武藏野市認定ヘルパーを 22 名養成した。若手介護職の支援として「プロジェクト若ば」を立ち上げ、月に 1 回程度活動した。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長から、高齢者総合センター及び北町高齢者センターの事業について、次のとおり報告がなされた。

高齢者総合センター管理運営事業は、地域の福祉資源として安全に利用できるよう、施設の管理運営を行った。年間利用者数は、ふれあいまつもと及び境南小学校ふれあいサロンを含め、延べ 6 万 2,075 人だった。新型コロナウイルス感染症対策として、2 月 27 日から、3 階から 5 階までの建物利用を停止し、感染症拡大の防止に努めた。

在宅介護・地域包括支援センター事業では、まちぐるみの支え合いの推進を目指し、地域高齢者に対し総合的に支援した。延べ 7,153 件の相談を受けた。うち権利擁護相談は延べ 330 件で、権利擁護センターと連携し支援した。緊急対応・安否確認については 137 件の相談を受け、そのうち訪問による実態把握 55 件行った。新型コロナウイルス感染症対策では、自粛による身体機能低下等を鑑み、独居、高齢者のみ世帯、虐待対象者等 363 名に、電話による安否確認及び聞き取り調査を行った。令和元年度は、2 か所のいきいきサロンがスタートしたが、1 か

所は継続が難しく終了となった。

住宅改修・福祉用具相談支援センター事業では、延べ 2,702 件の相談と 685 件の訪問相談、介護保険による住宅改修事前申請調査を 385 件実施した。

令和元年度は排せつ相談に注力し、家族介護教室などの講座協力や、市民向けの講演会を実施した。また、排せつケア知識普及のため冊子を作成し、各事業所や市民に配布した。

デイサービスセンター事業では、公設の通所介護事業所として、民間事業者では対応困難な多課題・医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れた。令和元年度は、ゴールデンウイークの 10 連休と一部の祝日開所を実施し、通常利用者だけではなく、虐待ケース等、臨時利用者を受け入れた。年間利用者は延べ 8,377 名、年間稼働率は 87.4% だった。配食サービスは、年々、利用者は減少し、年間 422 食、前年度比マイナス 10.9%、一昨年度比ではマイナス 54.8% となった。利用者数は微増したが、赤字解消には至らず、713 万 9 千円の赤字となった。

社会活動センター事業では、講座受講を契機とした仲間づくり、社会参加を目的とした 36 講座を開催し、年間延べ 3 万 5,242 人が受講した。また、季節講座も 18 回開催し、延べ 2,019 人が受講した。自主グループ活動では、20 団体、延べ 3,195 人が活動した。地域健康クラブは、市内 18 か所のコミュニティセンターなどで 25 コース、延べ 3 万 4,367 人が参加した。ふれあいまつもと事業は、累積した収支赤字及び設立時の改修工事費の回収が見込めず、3月末日をもって事業終了した。新型コロナウイルス感染症防止のため、2 月 27 日より社会活動センター講座、境南ふれあいサロン講座、地域健康クラブの休止、高齢者総合センターの、3 階から 5 階及びふれあいまつもとを閉館した。

北町高齢者センター事業では、市民生活の延長線上のデイサービスを、多くの地域住民ボランティアの協力により実施した。年間利用者は延べ 7,266 人、平均稼働率は 86.4% だった。ボランティア活動は延べ 2,047 人で、新型コロナウイルス感染症対策のため、2 月 27 日より活動を休止した。小規模ハウスについては、安心した生活ができるよう、関係機関と連携し、自立生活の維持に努めた。現在、平均年齢 89.3 歳 3 名が入居している。子育てひろば「みずきっこ」は、年間延べ 6,299 人の利用があり、定期的にデイサービスとの世代間交流を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、2 月 27 日より休館しているが、3 月末からオンラインひろばの運営を始めた。送迎バス委託を自社送迎に戻すなど、赤字解消に努めたが、1011 万 6 千円の赤字となった。

新谷総務課長から、管理費について次のとおり報告がなされた。

福祉公社の管理運営に要した経費で、理事会・評議員会等の運営、人事管理、財務管理、本

社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために、必要な組織の運営を行った。令和元年度は、第三期中長期事業計画が開始となり、情報システムの更新、人材の育成などに力を入れた。人材の育成では、事業所ごとの課題解決に向けた取組を発表する事業報告会を実施し、優秀な事例をケアリンピック武藏野にて発表し、最優秀賞を受賞した。メンタルヘルス対策も充実させ、グループカウンセリングと個別カウンセリングを実施した。令和元年12月に2回目の公益法人立入検査があり、おおむね、適切に運営がなされていると評価された。

助成金収入では、職場定着支援助成金、特定求職者雇用開発助成金、ＩＣＴ機器活用による負担軽減事業補助金などを申請し、221万6千円助成された。

続いて小島事務局長から、事業活動収支合計について、収入合計が7億8736万2千円、支出合計が7億4289万7千円、事業活動収支差額は4446万5千円のプラスであると報告がなされた。投資活動収支では、収入9162万3千円、支出1億2203万5千円で収支差額は3041万1千円のマイナスとなった。財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は1405万3千円となった。

続いて貸借対照表について、次のとおり報告がなされた。資産の部、資産合計は14億4105万7千円、負債の部、負債合計は1億7407万1千円、正味財産の部、下から2番目、正味財産の部、正味財産合計は12億6698万6千円となり、負債及び正味財産合計は14億4105万7千円となった。

続いて正味財産増減計算書について、次のとおり報告がなされた。経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受取補助金等、受取寄附金、雑収益、合わせて7億8736万2千円となった。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて、7億5935万1千円となった。当期経常増減額は2801万1千円のプラスとなった。

特定資産評価損及び固定資産除却損を合わせた経常外費用合計の909万3千円については、システム更新による旧システムに係る機器等の除却に関するものである。前年度一般正味財産期末残高に当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は8億4893万9千円となった。指定正味財産は、基本財産のみを計上しており、18万6千円の評価損が発生した。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた正味財産期末残高は12億6698万6千円となった。

続いて、正味財産増減計算書内訳表について、次のとおり報告がなされた。公益目的事業会計と収益事業、法人会計の経理区分を明確化し、行政庁に報告するためのもので、子育てひろば事業が公益目的事業と認められていないことから、事業収益のその他事業会計として区分し

ている。具体的には、北町高齢者センター事業のうち、子育てひろば受託事業に関わる収益、費用について配賦したものである。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により。公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表したものである。

続いて財産目録について、次のとおり報告がなされた。現金、預金、未収金などの流動資産合計は、2億6170万4千円で、基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計は11億7935万3千円で、資産合計は14億4105万7千円となった。未払金などの流動負債と退職給付引当金など、固定負債による負債合計は1億7407万1千円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億6698万6千円となった。

続いて安田監事から次のとおり監査の報告がなされた。大久保監事とともに、当法人の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成元年度の理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。以上の方法によって、当該年度の事業報告と附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施した。監査結果について、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為、または、法令・定款に違反する重大な事実は認められなかった。計算書類、その附属明細書、財産目録等について、当法人の財産及び損益の状況、全て重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

議案第1号及び議案第2号に関連して次の質疑応答があった。

黒竹理事 デイサービスセンター事業と訪問介護サービス事業において、新型コロナウイルス感染症の影響で利用自粛があり利用者数が減ったと報告があったが、稼働率はどの程度になったのか。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 高齢者総合センターデイサービスセンター事業については7割程度、北町高齢者センター事業では、5割の日もあったが平均で6割程度の稼働率となった。

黒竹理事 職員配置は変更したのか。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 積極的に減らすことはしていない。公共交通機関を利用している職員等に対し、時差勤務や在宅勤務を取り入れたり、有給休暇取得を奨励した。

大野理事 新型コロナウイルス感染症の影響は、この昨年度の決算報告ではなく、今年度の決算額に大きく出てくることになるのか。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 今年に入ってから2月3月はある程度落ち込みはあったが、上半期の稼働率が良かったので、結果として前年度とあまり変わらなかつた。4月以降このまま続くと今年度は大変なことになる。

小島事務局長 権利擁護センターの事業で住居確保給付金事業があり、新型コロナウイルス感染症の影響で要件緩和があり、かなり数が増えている。

服部在宅サービス課長 実績は増加しているが、件数に応じた委託費ではないので、今のところ収入は増えていない。

黒竹理事 昨年度においてデイサービスセンター事業は、収支が非常に厳しい数字となっているが、令和2年度においては、さらにそれが厳しくなるという想定か。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 そのように想定している。緊急事態宣言が解除した後、利用者は戻ってきているが、今後は感染防止のための取り組みとして、3密を避けるために定員をどうするか検討しなければならない。

黒竹理事 感染防止のため、3密を避けるには定員を検討せざるを得ないが、どのように効率よく運営していくのかが今年度の課題となる。

大野理事 ふれあいまつもとが閉鎖になったが、その後は何か計画しているのか。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 ふれあいまつもの場所は、市から借りていたので返却した、ということである。

安藤理事 シニア支え合いポイント制度は、当初意図された効果はあがっているのか。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 当初、シニア支え合いポイントは地域の方に新たに活動してもらう趣旨だったが、高齢者総合センター・デイサービスセンターと北町高齢者センターに関しては、もともと活動していたボランティアがもともと活動に対しポイントをもらっている、という状況となっている。新たに講習を受けて、ボランティアとして登録し活動をしている方はほとんどいない。また、今は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月から活動を休止している状況で、ボランティア活動をどうするのかも今後の課題になっている。

萱場理事長 ボランティア自身の社会参加の場でもあった。今後ボランティアの体力の低下、フレイルが大きな課題になってくる。

大野理事 新型コロナウイルス感染症に関連して、緊急事態宣言により職を失ったりして、

生活に困って助けを求めてくる方が増えるなど、生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付事業などにはどのような影響が出ているのか。

服部在宅サービス課長 生活困窮者自立相談支援事業では、令和元年度1年間の支援対象者は、693人だったが、令和2年度は5月29日時点で既に459人と急増している。住居確保給付金事業に関しては、令和元年度31人が同184人に急増している。20代から40代と若い年齢層が多い。緊急事態宣言期間中は、訪問支援ができず他の事業が止まっていたため職員が当たられたが、少しづつ再開しており対応しきれない状況で非常に影響が出ている。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第1号議案第2号は、1件ずつ採決の結果、全会一致で本2案は承認された。

日程第3 議案3号 評議員会に提出する理事候補者の推薦について

小島事務局長より提案理由について、本理事会から評議員会に対して推薦する理事候補者について承認を求めるものである、と説明がなされた。森安東光氏は、令和2年3月に武藏野市役所を退職し、この4月より成年後見制度利用促進事業担当課長として着任している。

議案第3号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で、森安東光氏を理事候補者として評議員会に推薦することに決した。

日程第4 議案4号 令和2年度第1回評議員会の開催について

小島事務局長より、提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程案のとおり開催することにつきまして、承認を求めるものである、と説明された。

議案第4号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で承認され、報告事項に移った。

日程第5 報告事項1 新型コロナウイルス感染症対応報告

小島事務局長から、次のとおり報告がなされた。

2月27日から、当初は3週間程度を予定し施設の閉鎖やイベントを中止してきたが、延長され、現在まで中止している。理事会、評議員会等は、人数を減らして開催した。なお、5月から予定していた、今年度の介護職員初任者研修は、中止することとした。

2月27日から、職員の時差勤務を試行していたが、4月7日に緊急事態宣言を受け、感染症発生による業務の停滞を避けるために、一部のセクションを除き、本部、高齢者総合センター、北町高齢者センターの3つの施設を活用し分散勤務を実施し、併せて、在宅勤務を運用した。分散勤務や在宅勤務では、情報システム更新で、外出先から公社のサーバーにアクセス可能にしたこと、SNSのチャット機能等を活用することで、円滑に実施することができた。利用者等への対応としては、支給要件が緩和された住居確保給付金等の相談・申請が急増しており、デイサービスや訪問介護の利用者、在宅介護・地域包括支援センターへの相談件数も減少している。職員への対応では、緊急事態宣言発令中に利用者等と濃厚接触をするような職員に対し、感謝手当を支給することとした。

今後の課題について、介護者が新型コロナウイルスに罹患した場合に、介護を要する方へ緊急でヘルパーを派遣する事業を市が実施するとしているが、この受託について準備をしているところである。また、高齢者総合センターは、現在、建物そのものを休館としているが、感染リスクの高い高齢者が利用する施設であるため、社会活動センターの講座等の再開のあり方に検討が必要である。

報告事項1について、理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第6 報告事項2 第三期中長期事業計画進捗報告

小島事務局長から、第三期中長期事業計画の進捗状況について、新たに実施した内容を中心に次のとおり報告がなされた。

取組目標「家族や親族がいなくても安心して生活できる」では、日常的な金銭管理について、つながりサポート事業のオプションサービスとして実施するための準備を行い、令和2年

度から運用を始めていく。つぎに「判断能力に不安を感じても安心して住み慣れた地域で生活できる」では、成年後見制度利用促進基本計画において、福祉公社は、中核機関として成年後見利用支援センターを設置した。「福祉人材を育成する」については、市内事業所若手介護職員の集いの場「プロジェクト若ば」を立ち上げたほか、令和2年度実施予定の喀痰吸引研修の準備を行った。「民間の福祉サービスを牽引する」では、排便ケアの冊子を作成した。「効率的な事業運営」では、情報システムの更新を実施した。予算計上していた、ワークフローシステムと相談管理システムの導入を見合せたことから、費用が抑えられ、固定資産計上額は4,000万円弱で、減価償却引当資産が5,100万円ほどあり、老後福祉基金は活用せずに済んだ。また、東京都のICT機器活用助成金も申請し、75万円助成された。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、分散勤務や在宅勤務を行ったが、リモートアクセスの設定が間に合い、円滑に運用することができた。順調に導入、運用できたのは、コンサルタントの力が大きい。今後も委託を継続していきたい。ふれあいまつもとについては、3月末で閉館した。小規模ハウスは、2名が退所し、現在3名が入所している。本社社屋の建て替えについて共同で所有している市民社会福祉協議会との打合せを行い、建替のための特定資産取得資金の積立を行った。今年度に入り、公社内部の新社屋建設準備委員会を設置した。現社屋の課題とともに、新たに社屋に求められる機能や規模、今回の新型コロナウイルス感染症等、災害時に対応できる機能も含めて検討していく。スケジュールとしては、今年度は福祉公社内の意見集約、来年度以降は市民社協、市や関係機関との協議、第三者の建築関係の学識経験者なども参加した、新社屋建設委員会（仮称）を設置し、新社屋の在り方を協議・検討していく。その後、基本設計・実施設計を経て建設工事を行い、公社設立45周年に当たる2025年（令和7年）に新社屋竣工を目指す。「健全な財政運営」では、成年後見報酬助成について令和2年度から是正されることになった。デイサービスセンター事業では連休中に通常営業を行い、ニーズにこたえるとともに増収を図った。「市民社協との事業連携」では、事業連携推進委員会を年2回予定していたが、2回目の3月26日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。令和2年度は、連携事業を見直す。計画していた連携事業だけでなく、グループカウンセリングや救命講習に社協の職員も参加し、交流を深めている。

報告事項2に関して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第7 報告事項3 理事の競業取引について

日程第8 報告事項4 理事の利益相反取引について

小島事務局長から、報告事項3と報告事項4は関連があるため、一括して次のとおり報告がなされた。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第92条第2項において、競業または利益相反取引を行ったときは理事会に報告しなければならない、とされていることから、令和元年度の取引について報告するものある。取引内容は、令和元年度第1回理事会で承認された内容を上回るものではない。

報告事項3及び報告事項4に関連して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第9 報告事項5 理事長及び常務理事の職務執行状況について

萱場和裕理事長から、昨年12月令和元年度第2回理事会で報告して以降の職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

人事について、令和元年度末は、総合職の退職はなく、専門職1名が定年退職、同1名が自己都合退職し、さらに4月末に専門職1名、5月末に専門職2名、再雇用職が1名自己都合で退職した。在宅介護・地域包括支援センター及び権利擁護センターの業務量増加に伴い定数増としたので、1月に2回、3月に1回採用面接を行い、欠員補充を含めて4月に7名の専門職を新規採用した。2月13日に笹井副市長と協議を行い、4月に新設する成年後見利用支援センターのセンター長として、定年退職予定の森安健康福祉部長を迎えることとした。成年後見利用支援センターには、権利擁護センター兼任で社会福祉士とケアマネ資格を有する職員を配置した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月26日に、福祉公社として2月27日から3月17日までのイベントと事業の一部を中止または延期することとした。その後は、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の指示に従い、市の担当者とも協議しながら対応してきた。職員の感染予防対策として、毎朝の検温、手洗いうがいの徹底、ドアノブ手すり等の消毒、マスク着用を徹底した。小学校低学年の児童がいる職員には、優先的に休暇を認めるよう柔軟な対応をすること、職員の家族が発症した場合、発症者と濃厚接触が疑われる場合は、出勤は見合わせ、ただちに報告すること、また、利用者や職員が発症した場合を想定した対応を検討することとした。

とを指示した。4月の半ばに新型コロナウイルス感染疑いの利用者と接した2名の職員が自宅待機となった。自宅待機となった職員からその間の生活状況について報告を受け、自身の感染に対する不安、家族や利用者へ感染防止のためにとった対応の困難さに、胸が張り裂ける思いがした。そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い自身の危険と家族や利用者を感染させてしまうリスクを抱えながら利用者に接して支援している職員を労い、感謝の気持ちを表すための手当の支給を検討し、4月23日に「感謝手当」として緊急事態宣言期間中、1日1500円を支給することとした。同じく新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談件数が爆発的に増加した住居確保給付金及び生活困窮者自立相談支援事業について権利擁護センター内で業務分担を柔軟に組み替えるよう指示をした。

5月20日に臨時市議会が開催され、新型コロナ感染症対策の一環として、介護者である家族が感染してしまい隔離され、そのために濃厚接触者となって残された高齢者宅にレスキューヘルパーを派遣すると市当局が答弁したことに伴い、市から時間単価500円で派遣契約を締結するよう指示があった。しかしながら実際に派遣されるかもしれない職員に不安感が強く、感染予防対策、感染してしまった場合の補償など職員を守るうえで必要と思われる課題を5月22日に健康福祉部長あてに提示した。これに対し6月4日に山田健康福祉部長が来社し、文書回答された。実際に感染リスクの高い濃厚接触者である利用者宅に訪問介護に入ることとなつた場合には、より具体的な感染予防策を徹底して取りたいと考えている。なお、6月4日山田部長が来社された際に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談・申請件数が爆発的に増加した住居確保給付金及び生活困窮者自立相談支援事業の事務委託料の増額を要求した。現在、高齢者センターに集約して権利擁護センター職員4名が専任で担当しているところである。

5月25日の緊急事態宣言解除を受け、翌26日にそれまで職員同士の接触を避けていた、高齢者センターと北町高齢者センターを訪問してねぎらった。緊急事態宣言解除後も、引き続き感染予防対策を取りながら一部分散勤務体制を解除したが、ホームヘルプセンター及び権利擁護センターは、分散勤務を続けることとした。

次に、森安担当課長について、先ほど議案3号にて、新たに理事に推薦する議案を承認されたところであるが、成年後見利用支援センター長と並行して本部社屋建て替えについても担当させることとした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業・サービスが予定通り実施できないという状況に至ったことは甚だ残念ではあるが、中長期事業計画の見直しまで視野に入れ、業務の見直しと新たな形での再開を円滑に進めていきたい。

小島一隆常務理事から、昨年12月令和元年度第2回理事会で報告して以降の職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

1月28日に、委員に就任している成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の第4回、最後の回が行われ、委員会としての計画の答申案が決定された。この答申案は、2月18日に委員長・副委員長から市長に答申された。成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営については市とともに公社も担うこととなった。そのため、4月1日から、成年後見利用支援センターを在宅サービス課内に設置することとした。

ふれあいまつもとについては、赤字で運営していることや施設が老朽化していることなどもあり、3月31日をもって閉館することとした。2月11日に利用者の代表の方と面談し、あらためて閉館について説明した。実際には、新型コロナウイルスの感染拡大により、2月27日から使用を中止し、そのまま3月31日に閉館となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について、2月27日以降に様々なイベントや施設の閉鎖を行った。特に、3月21日に介護の仕事を紹介するイベントをコピス吉祥寺のふれあいデッキこもれびで実施する予定だったが、残念ながら中止の決断をすることになった。3月中は、大勢が集まらない会議は開催し、理事会や評議員会は換気を行ったり、3密を避けるなどの措置をした上で実施した。また、安全衛生委員会は、テーマを新型コロナウイルスに関することに変更し、実施した。4月6日には国の緊急事態宣言が発令され、市では職場内の感染拡大を防止するために交代制勤務を行うとのことだったので、公社としても職員が感染した場合の業務の停滞を極力抑えることを検討した。幸いにも、福祉公社は指定管理を受託している施設を含め3つの施設があり、また、システム更新により各施設でも個人が持つパソコンでサーバーに接続することが確認でき、また、施設使用の休止により勤務できる場所が確保できたので、分散勤務を中心とした勤務体制で業務を実施することができた。理事長と私は、決裁権限等を分散するため、勤務場所を分け、私は高齢者総合センターで勤務することとした。権利擁護センターとホームヘルプセンターについては、1階のデイサービスで利用する部屋や打ち合わせスペースを活用することになり、事務スペースとして利用しやすいように工夫した。また、住居確保給付金の申請の増加により、面談スペースが不足したため、社会活動センターで通常使用しております講義室等を相談スペースとして利用することとした。打ち合わせをする必要が生じた際にはメールやSNSのチャット機能を活用しディスカッションを行った。特に、SNSのチャット機能（LINE WORKS）では、課長以上のグループを作り、活発なディスカッション

ンが可能になった。私は自席で勤務していなかったので、できるだけ課題について投げかけるようにした。チャット機能を活用することで、濃厚接触をさけつつ、分散勤務以前よりも濃密なやり取りができると感じた。公社内では、このような機能や、スマートフォンを活用した会議機能による打ち合わせも行ってきた。パソコンにカメラ機能がついていなかったので、会議機能はうまく使いこなすことができなかつたが、有効性は確認することができた。このような機能については、公社内だけではなく、他の事業所との打ち合わせや、利用者へのアクセスなど、今後有効に活用できればと考えている。5月25日に緊急事態宣言が解除になり、市では、二交代勤務を通常勤務に戻したが、公社では、各施設間の往来を可能とした上で、一部のセクションについては当面分散勤務を継続している。私も、今のところは高齢者総合センターでの勤務を継続し、適宜各施設を訪問することとしている。市の施設は徐々に再開しているところで、5月29日には、市の高齢者支援課と、高齢者総合センターの再開についての打ち合わせをした。公社としては、新型コロナウイルスの感染については、当面十分な注意が必要なことから、早急に開くのではなく、他の施設の再開状況を参考にし、できるだけ慎重に再開に向けての準備を進めていきたい旨を伝えた。具体的には、自由に来所し利用できるスペースや、歌や体操など飛沫が拡散する恐れのある講座等の再開は後回しにし、密着度の低い講座から再開するよう、再開についての方針を検討しているところである。また、再開にあたり、講座の参加人数のあり方（今までの半分にするなど）、入場にあたっての確認などの課題について検討し、利用者の方々に説明する必要があると考えている。6月1日には、地域包括ケア人材育成センターの今年度の事業についての打ち合わせを市の地域支援課と行った。今まである程度の人数を集めて行っていた講義形式の研修については、動画配信等で行うこととし、調整しているところである。動画配信は、社会活動センター他の事業でも活用できると考えている。高齢者は、IT機器に不慣れな面があるが、全員が利用していないわけではなく、今後はIT機器を使用している利用者が増えていく。この機会に、動画配信やSNSでの情報発信、面談等の導入を検討すべきと考えている。今回、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、想定以上に利用が進んだ機器や機能があった。また、3密等を避けるために運用の見直しを迫られているものもある。以前からの運用上での課題も見直しを行う絶好の機会になっている。「新しい生活様式」が推奨されているが、公社としても新たな対応方法について見直しを行えればと思っている。

報告事項5に関して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和2年度第1回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和2年8月13日

議長（理事長） 萱場 和裕



議事録署名人（監事） 安田 大



議事録署名人（監事） 大久保 実

